

J:COM PHONE プラスサービス (2024 年 9 月 30 日までにご契約のお客さま)  
改定料金プランへの移行に関する特約

J:COM PHONE プラスサービス  
改定料金プランへの移行に関する特約

JCOM マーケティング株式会社  
株式会社ケーブルネット下関

2026 年 4 月 1 日

## 目次

総則.....	3
第 1 条 (特約の適用) .....	3
第 2 条 (特約の変更) .....	4
第 3 条 (用語の定義) .....	4
第 4 条 (料金の適用) .....	4
料金表.....	5
通則 .....	5
料金額.....	5
附則.....	6

J:COM PHONE プラスサービス (2024 年 9 月 30 日までにご契約のお客さま)

改定料金プランへの移行に関する特約

## 総則

### 第 1 条 (特約の適用)

1. 当社は、この「J:COM PHONE プラスサービス 改定料金プランへの移行に関する特約」(以下、この特約のことを「特約」もしくは「本特約」といいます。)に基づき、第 3 条 (用語の定義) に定める「改定料金プラン」(以下、「本特約サービス」といいます。)を提供します。
2. 本特約は、当社が定める「J:COM PHONE プラスサービス契約約款 (2024 年 9 月 30 日までにご契約のお客さま)」(以下「J:COM PHONE 約款」といいます。)に基づく契約を主たる契約 (以下、「主契約」といいます。)とし、第 4 項に規定する契約者に対し、この主契約に付加して適用します。
3. 本特約に記載が無い事項に関しては J:COM PHONE 約款を適用し、本特約と J:COM PHONE 約款の内容に異なる事項がある場合には本特約を優先して適用します。ただし、本特約の適用後、J:COM PHONE 約款 第 12 条 (契約者が行う J:COM PHONE プラス契約の解除) および第 14 条 (当社が行う J:COM PHONE プラス契約の解除) に規定する契約の解除またはそれらに準じる契約の解除がなされた場合には、当社が特別に認める場合を除き、再度、本特約に基づく契約を締結することはできません。
4. 本特約は、以下の契約者に対してのみ、1 回に限り適用します。
  - (1) J:COM PHONE 約款 に基づき、現に当社と定期契約を締結している契約者であって、かつ、当社が本特約サービスへの契約移行を目的として 2024 年 10 月 3 日以降 2026 年 2 月 28 日までの間に書面若しくは電子メールその他を用いて通知 (以下、「契約移行通知」といいます。)を行ったその名宛人となる契約者。
5. 当社は、契約移行通知に示された変更月 (本特約に規定する料金額が、その名宛人となる契約者に対して適用が開始される暦月をいいます。以下、これを「契約移行通知に示された変更月」といいます。)を起点として、その暦月の初日から当該契約者への本特約の適用を開始します。
6. 本特約の適用後、当社が特別に認める場合を除き、本特約が適用される前のサービスへ戻すことおよび別の本特約サービスへ変更することはできません。
7. 契約移行通知の名宛人となる契約者が、契約移行通知に示された変更月よりも前に、第 3 項但し書きに示す契約の解除をしている場合には、本特約は当然に適用されません。

改定料金プランへの移行に関する特約

## 第 2 条 (特約の変更)

1. 当社は、本特約を変更する場合には、J:COM PHONE 約款の定めに従い行うものとします。
2. 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

## 第 3 条 (用語の定義)

本特約では、次の用語は次の意味で使用します。

用語	用語の意味
改定料金プラン	当社が、J:COM PHONE 約款に基づき定期契約を締結した契約者で、かつ、本特約の第 1 条第 4 項第 1 号に定める契約移行通知を行ったその名宛人となる契約者を対象として、電気通信事業法 第 27 条の 2 第 4 項などに適合したシンプルでわかりやすいサービスプランへの契約移行を行おうとする施策において、その対象となる契約者に適用する本特約に定めるサービスプラン。

## 第 4 条 (料金の適用)

1. 本特約で定める本特約サービスの料金は、料金表に定めによります。料金表に記載の無い費用等については、J:COM PHONE 約款の定めによります。
2. 本特約サービスには、契約期間および契約解除料の定めはありません。
3. 本特約に基づき契約移行通知の名宛人となる契約者に適用される料金額については、J:COM マイページ上 (以下の URL からログイン) から確認することができます。

・ J:COM マイページ URL

<https://mypage.jcom.co.jp/>

J:COM PHONE プラスサービス (2024 年 9 月 30 日までにご契約のお客さま)

改定料金プランへの移行に関する特約

## 料金表

### 通則

(料金の計算方法)

本特約サービスまたは J:COM PHONE 約款に定める付加機能の契約を解約もしくは解除されたときは、その契約の解約または解除があった日の属する月の末日までの期間の支払を要します。

## 料金額

(定額利用料)

1 の J:COM PHONE プラス (もしくは J:COM PHONE ひかり) 回線ごとに月額

区分	住宅用/事務用	料金額
J:COM PHONE プラス (標準契約) /S1	住宅用	1,230 円 (税込 1,353 円)
J:COM PHONE プラス (標準契約) /S2	住宅用	1,100 円 (税込 1,210 円)
J:COM PHONE プラス (標準契約) /S3	住宅用	700 円 (税込 770 円)
J:COM PHONE プラス (標準契約) /S4	事務用	1,800 円 (税込 1,980 円)
J:COM PHONE プラス (標準契約) /S5	事務用	1,350 円 (税込 1,485 円)

J:COM PHONE プラスサービス（2024 年 9 月 30 日までにご契約のお客さま）

改定料金プランへの移行に関する特約

## 附則

（実施日）

この規定は、2024 年 12 月 1 日から実施します。

（改定日）

この規定は、2025 年 4 月 1 日に改定します。

（本特約の適用条件に関する経過措置）

この改定により、総則 第 1 条 第 4 項 第 1 号の規定を変更し、本特約が適用されるのは J:COM PHONE 約款に定める定期契約を締結する契約者であることを明確化します。この改定規定は、2024 年 12 月 1 日に遡って適用します。

（実施期日）

この規定は、2026 年 4 月 1 日に改定します。

（ジェイコム各社の組織再編に伴う債権債務の承継について）

株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム札幌、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコム埼玉・東日本、株式会社ジェイコム千葉、土浦ケーブルテレビ株式会社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ジェイコム九州、大分ケーブルテレコム株式会社の 9 社は、株式会社ジェイコム東京を存続会社とする吸収合併を 2026 年 4 月 1 日付で実施します。（以下、「組織再編」といいます）

また、存続会社である株式会社ジェイコム東京は、2026 年 4 月 1 日付で JCOM マーケティング株式会社に商号変更します。

この組織再編に伴い、消滅会社となるジェイコム各社が有する一切の債権および債務は、2026 年 4 月 1 日をもって JCOM マーケティング株式会社が承継します。当該債権の請求その他の取扱いについては、本特約の定めに従うものとします。